

令和6年度第4回沖縄県環境影響評価審査会 議事概要

【日時】 令和6年12月24日（火）9：30～11：30

【場所】 沖縄県自治研修所 4階 401研修室（那覇市西3-11-1）

【出席者】

・ 沖縄県環境影響評価審査会委員

（会場） 日高会長、傳田委員

（オンライン） 棚原副会長、廣瀬委員、尾方委員、高原委員、佐々木委員、齊藤委員、立原委員、山川委員

・ 事務局（沖縄県環境政策課） 吉田副参事、前川班長、崎枝主任技師、呉屋主任、濱川主事

【議題】

- (1) 那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整備事業に係る事後調査報告書について（答申案の審議）
- (2) 名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書について（答申案の審議）
- (3) 会長の選任等

〈以下、「那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整備事業に係る事後調査報告書について（答申案の審議）」部分を抜粋。〉

事務局より、事業概要、審査概要及び答申（案）について説明の後、質疑応答を行った。

【委員】

タウナギという魚類の名前が出てくるが、タウナギという和名にしてしまうと、本土の種になってしまうので、全体を直す必要がある。

【事務局】

今回の事故調査報告書を作成する際に、留意するよう事業者の方にお伝えしたい。

【委員】

審査概要の4ページに関して、SSが基準を超えたのは9月下旬であるが、沈殿池からは一切放流がないと記載されている。そうすると赤土はどこから来たのかというのが問題になるが、裸地からの濁水が沈殿池には入らず石川原川に直接入ってしまうとい

う状況になっているということではないか。根本的なところを改善しないと今後また濁水の流出が生じるのではないかと思う。

【事務局】

事業者はこの点について確認したところ、ご指摘のとおり事業実施区域の構造上、赤土が流出した部分については、沈殿池に導くことができない場所となっており、赤土等の流出防止対策としては、毎回ブルーシートで被覆をし、降雨時に裸地面が直接雨に当たらないように対策をするということをやっていたとのことであった。ただ、今回、降雨時に、実際ブルーシート被覆が遅れてしまい、流出至ったという状況であったとのことで、答申案1(1)として適切に対策を講じるように意見を述べたいと考えているところ。

【委員】

答申案2について、管理者による水路の清掃や周辺の草刈りなどというのは継続していくものと思うが、具体的にどのような対応を求めるのかの考えはあるか。

【事務局】

事務局としては、具体的な内容は想定していない。例えばチュンナーガーやその他湧水地で様々重要な種が確認されているが、それぞれの湧水地で確認されている種によって対応は異なってくると考えていた。具体的に草刈りはどの程度であるとか、水路の清掃は、このようにやったらいいというところまでは想定していない。

【委員】

例えば、生育環境保全のための情報というのは具体的に何を要求しているかというのを専門家の意見を聴いて検討するということが必要ではないか。

【事務局】

ご指摘の点を踏まえて、答申案の記載内容に検討を加えたい。

【委員】

創出池を造るにあたって専門家の意見を聴いていたと思うが、そのようなことをここでもやっていただくということだと思う。

【委員】

ツミのレッドリストのカテゴリーはDD、情報不足となっているが、今年度、鳥学会が目録を改訂し、沖縄産のツミはリュウキュウツミに変更になり、レッドリストのカテゴリーがI B類になると思われる。貴重な種になるので、次回以降調査をする際には配慮するように意見を述べてもいいと思う。

【事務局】

ご意見を踏まえて、答申やその他の方法で、事業者に伝える形で検討したい。

【委員】

この都市部の自然をどういうふう管理していくのかというのは、事業者とこれに関連する住民の方々、そして、専門家などと一緒に意見交換して、その中で、管理をどうするかを決めていく必要がある。ここで、短絡的に答申で意見を出しても、それがはっきりしていないと、おそらく対応の仕方も、わからない状況になってくると思う。この件に関しては、ぜひ一度、事業者、そして住民、専門家を交えた話し合いをどこかでやっておく必要があるかなと思う。

【事務局】

どのような対応が可能かというところを少し整理して、改めて報告したい。

【委員】

乾燥化については、土壌水分などのデータは示されているのか。また、原因は明るくなったせいとあるが、対策として風よけだけでよいのか。

(委員より事務局あてメールにて送信があり、事務局にて代読。)

【事務局】

土壌水分の具体的なデータについては、事故調査報告書に記載はない。林内が明るくなったことによって少し影響が出てきているという状況ということで記載があったが、この対策として環境影響評価書の中では、林縁部に植栽を行って、風よけをしつつ、林冠部を補って、光の入ってくる量を元の状況に近づけていくという対策が示されている。この点について、追加で講じたほうが良いという措置があれば、委員からご助言いただきたい。

【委員】

おそらく林縁部の環境は、今講じた措置の結果がすぐに現れるものでもないというところが難しい。少し長い時間を想定してどのようにするかというのを考えないと、これをやったからすぐにこう変わるというものでもないし、逆に、よかれと思って、例えば植栽をやったことが、一時的に効果が得られるかもしれないが、後々、長い時間経過すると、それが場合によっては、マイナスの方向にということもあると思うので、専門家の意見を踏まえて、慎重に計画する必要があると考える。現状を調査した上で計画的に対策を検討し講じていくということが必要と考える。

【委員】

先日の現地確認において、林縁部の植栽を見せていただいた。全ての樹種は覚えていないが、クワノキとかホルトノキとかを植えていたが、林内への風の吹きこみを防ぐには、ものすごくまだ時間が掛かる。現状では、ほとんど風を遮る効果は見られていないと思う。一方で、外来植物、具体的にいうとギンネムとか或いはいわゆるパイオニア的な植物、オオバギとか成長の早い木が覆っているような状況が現状で、それが、外来種だからギンネムを除去するというのを今やると、傷口を広げてしまうようなことになりかねない。現状は、長期に渡って見ていくしかないと思う。長期的には、緩やかに在来種に置き換わっていくのが理想的だと思うが、ああいう人工的な林縁部というのは、森林にとっては傷口のようなものであって、自然界としてそれを防ぐためには、いわゆるマント群落のようなものができると思うが、それがツルヒヨドリにならないようにすることが重要である。今できることは、直接外から風が吹き込むことを防ぐことが最重要であると思う。それ以外は、手立てがなくどうしようもない部分もあると思うので、まずはそこをしっかりと推移を確認していくことだと思う。

【委員】

委員も言われたように、今後どういうふうな自然を作っていくかということで事業者、住民、専門家を交えて検討をするという機会ができれば非常にいいと思う。

〈以下、「名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書について（答申案の審議）」部分を抜粋。〉

【委員】

今回評価書で書かれた内容の事後調査をしていないとか、移動させていない場所の個体数も移動させたものとして数えているとか、今までこんなことはなかった。

どうしてこんなことが起きているのか。これだと事後調査をしていないのと同じだと思う。

評価書で書かれた内容の事後調査を実施しないというのは今まで聞いたことがない。どういうことなのか。

【事務局】

事業者を確認したところ、調査回数については、令和4年度事後調査報告書の提出が遅れ、令和4年度事後調査報告書の環境保全措置要求を受けて令和5年度事後調査に着手したことで、冬季しか事後調査ができなかったと回答をいただいている。

カウントの仕方については、調査自体は実施されているがあまり上手にまとめられていない状況。

【委員】

この報告書はだれかチェックをしているのか。

【事務局】

事前に事務局でチェックをして提出してもらっているが、修正に時間がかかっていたので一度提出してもらい詳細はQA等で確認し、修正箇所を含めて環境保全措置要求等を発出して次年度以降しっかりとした報告書を作成してもらった方がよいと判断して、現状の報告書を提出してもらった。

【委員】

この報告書の内容だと審査会にかけて審議をする意味がなくなってしまうような気がするので、事前の資料を作る時点である程度直した方がいいと思う。

【委員】

データとしては移植先と移植していない場所は別々にあるけれども報告書の表ではまとめて記載しているということか。

【事務局】

おっしゃるとおり。QAで詳細を確認するとシラユキヤマタカマイマイが1個体、パンダナマイマイが2個体確認されたと回答をいただいている。

【委員】

移動の確認が難しいことは大いにあるが、現状や事実在即して報告してもらった方が我々としてはありがたい。

【委員】

審査概要のところ、これまで植物に関するところすべて生育という言葉が使われているが、1か所「生息状況」となっているので、どちらかに統一した方がいい。全体の流れを見ると植物に対応しているものなのでここは「生息」ではなく「生育」と書いた方が適していると思う。

【事務局】

ご指摘のとおり修正する。

【委員】

事後調査報告書の7-1ページの環境影響評価の予測のところでは「重要な植物も非改変区域でも多数生息している。」というので、影響は小さいと予測されると書いてあ

る。動物の方も、7-3 ページの予測の概要のところ、「残存緑地及び造成緑地を利用することにより、影響は小さいと予測される」と書いているが、実際に非改変区域や残存緑地、造成緑地の状態はどうなっているのか。

【事務局】

残存緑地について事業者を確認したところ、事業実施区域の右側が、残存緑地になる計画だったが、土地の買収ができず、他の企業の土地になっているということで、土地所有者である企業が使用する予定になっている。事後調査報告書上は、この残存緑地があるように記載されていて、現地調査を行った際に、事業実施区域の右側が更地になっていることがわかった。事業者には留意事項として、事後調査報告書へ適切に記載するよう伝える。